６　労働時間

（1）所定労働時間

ア　１日の所定労働時間（集計表　第６表ー①）

１日の所定労働時間の平均は、７時間 45 分となった。

分布をみると、「８時間」が 55.9%を占め、次いで「７時間超７時間 30 分」が 23.0%となっている。

産業別にみると、「生活関連サービス業，娯楽業」が７時間 33 分で最も短くなっている。

一方、最も長いのは、「運輸業，郵便業」で８時間 00 分であり、次いで「医療，福祉」の７時間 56 分となっている。（図表６－５）

＜図表６－１ ＞１日の所定労働時間

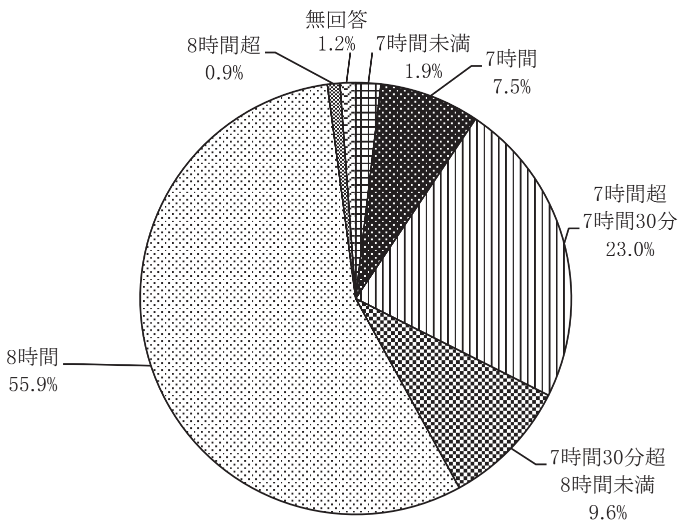

イ　休憩時間（集計表　第６表ー②）

休憩時間の平均は、63 分となった。

分布をみると、休憩時間を「60 分」とする企業が全体の 77.2%を占めている。

＜図表６－２＞休憩時間

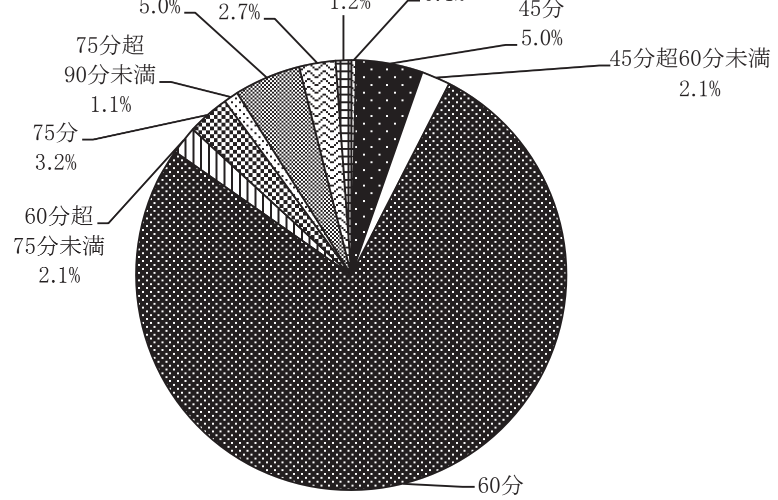

ウ　週所定労働時間（集計表　第６表－③）

週所定労働時間の平均は、39 時間 03 分となった。分布をみると「40 時間」が 57.6%を占めている。

産業別にみると、「金融業，保険業」が 37 時間 56 分で最も短く、次いで「情報通信業」の 38 時間 33 分となっている。

一方、最も長いのは「医療，福祉」の 39 時間 48 分であり、次いで「運輸業，郵便業」の 39 時間 42 分となっている。

＜図表６－３＞週所定労働時間

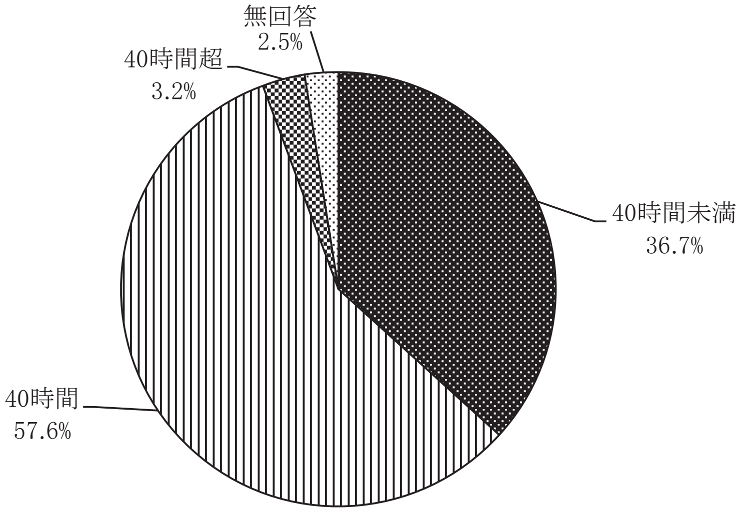

エ　年間所定労働時間（集計表　第６表－④）

年間所定労働時間の平均は、1929 時間 11 分となった。分布をみると「1900 時間以上 2000 時間未満」が 29.3%を占め、次いで「2000 時間以上」が 27.2%となっている。

産業別にみると、「金融業，保険業」が 1860 時間 51 分で最も短く、次いで「情報通信業」の 1864 時間 31 分となっている。

一方、最も長いのは「宿泊業，飲食サービス業」の 2029 時間 59 分であり、次いで「運輸業，郵便業」の 1999 時間 15 分となっている。

なお、集計企業のうち、年間所定労働時間を就業規則等で決めている企業は 57.2%であった。

＜図表６－４＞年間所定労働時間

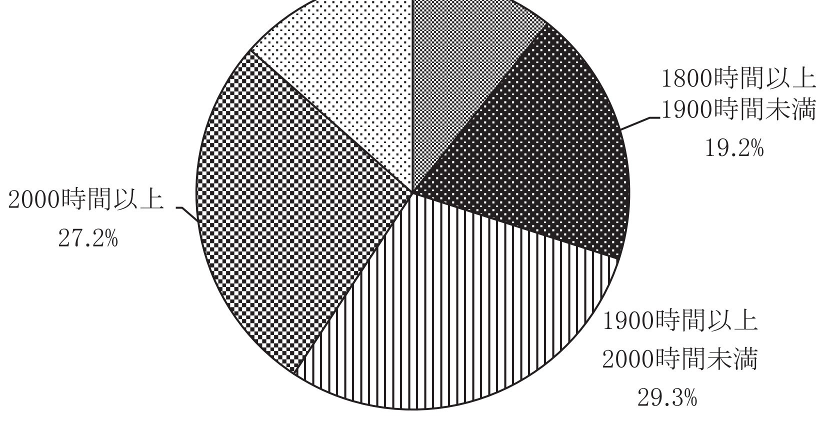

＜図表６－５＞所定労働時間

（単位：時間:分）

	平均所定労働時間	平均休憩時間	平均週所定労働時間	平均年間所定労働時間
調査産業計	**7:45**	**1:03**	**39:03**	**1929:11**
建設業	7:45	1:07	39:30	1911:02
製造業	7:47	1:00	39:09	1937:54
情報通信業	7:42	1:00	38:33	1864:31
運輸業，郵便業	8:00	1:10	39:42	1999:15
卸売業，小売業	7:40	1:04	38:51	1917:00
金融業，保険業	7:37	1:01	37:56	1860:51
不動産業，物品賃貸業	7:44	1:14	39:03	1919:29
学術研究，専門・技術サービス業	7:44	1:00	38:43	1875:15
宿泊業，飲食サービス業	7:42	1:04	38:55	2029:59
生活関連サービス業，娯楽業	7:33	1:02	38:38	1942:44
教育，学習支援業（学校教育を除く）	7:45	0:57	39:13	1868:46
医療，福祉	7:56	1:11	39:48	1986:32
サービス業（他に分類されないもの）	7:45	1:06	39:07	1936:07

（2） 7月の月間実労働時間

ア　7月の実労働日数（集計表　第6表－⑤）

7月の実労働日数の平均は、男性が 20.3 日、女性は 19.8 日であった。

産業別にみると、男性では、最も少ないのが「生活関連サービス業，娯楽業」の 17.5 日で、最も多いのは「教育，学習支援業（学校教育を除く）」の 21.1 日となっている。

女性では、最も少ないのが「生活関連サービス業，娯楽業」の 17.8 日で、最も多いのは「医療，福祉」の 20.5 日となっている。

＜図表6－6＞7月の実労働日数

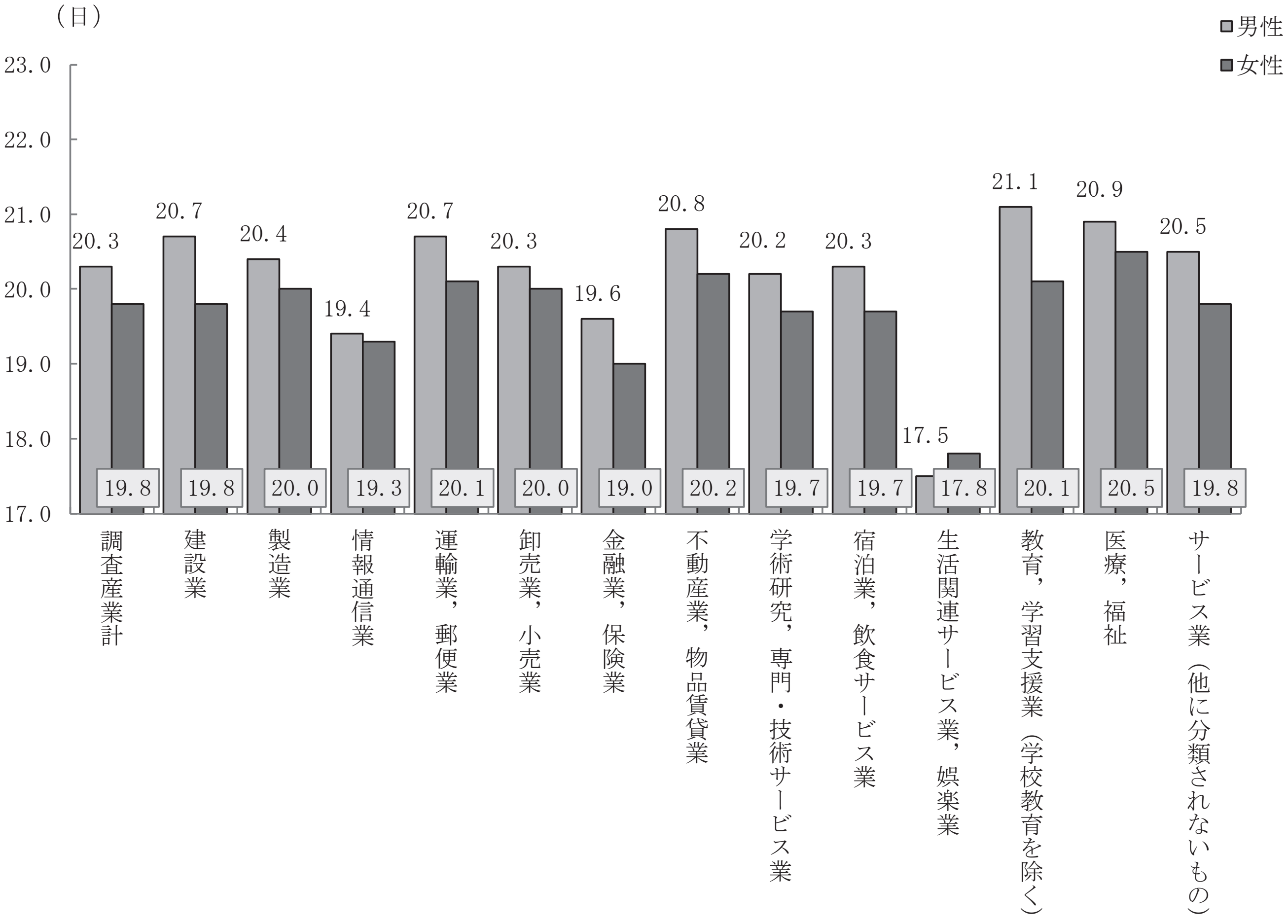

イ　７月の所定内実労働時間（集計表　第６表－⑥⑦）

７月の所定内実労働時間の平均は、男性が 159 時間 24 分、女性が 149 時間 51 分であった。

産業別にみると、男性では、最も少ないのが「生活関連サービス業，娯楽業」の 131 時間 44 分で、最も多いのは「運輸業，郵便業」の 192 時間 26 分となっている。

女性では、最も少ないのが「生活関連サービス業，娯楽業」の 127 時間 51 分で、最も多いのは「医療，福祉」の 159 時間 12 分となっている。

＜図表6－7＞7月の所定内実労働時間

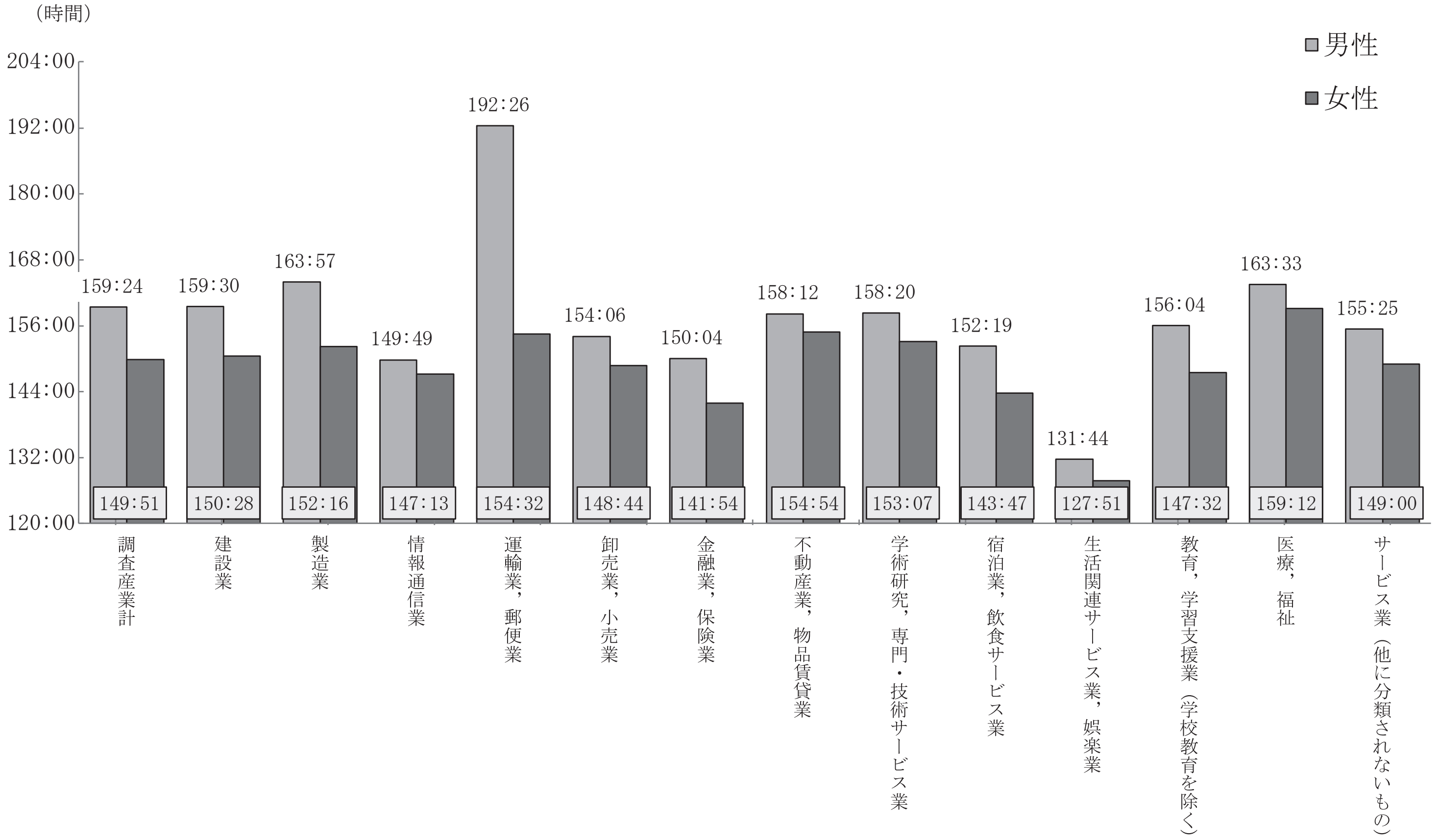

ウ　７月の所定外実労働時間（集計表　第６表－⑧⑨）

７月の所定外実労働時間の平均は、男性で12時間38分、女性で７時間12分であった。

産業別にみると、男性では、最も少ないのが「教育，学習支援業（学校教育を除く）」の５時間14分で、最も多いのは「運輸業，郵便業」の22時間15分となっている。

女性では、最も少ないのが「教育，学習支援業（学校教育を除く）」の２時間32分で、最も多いのは「金融業，保険業」の12時間57分となっている。

＜図表６－８＞７月の所定外実労働時間

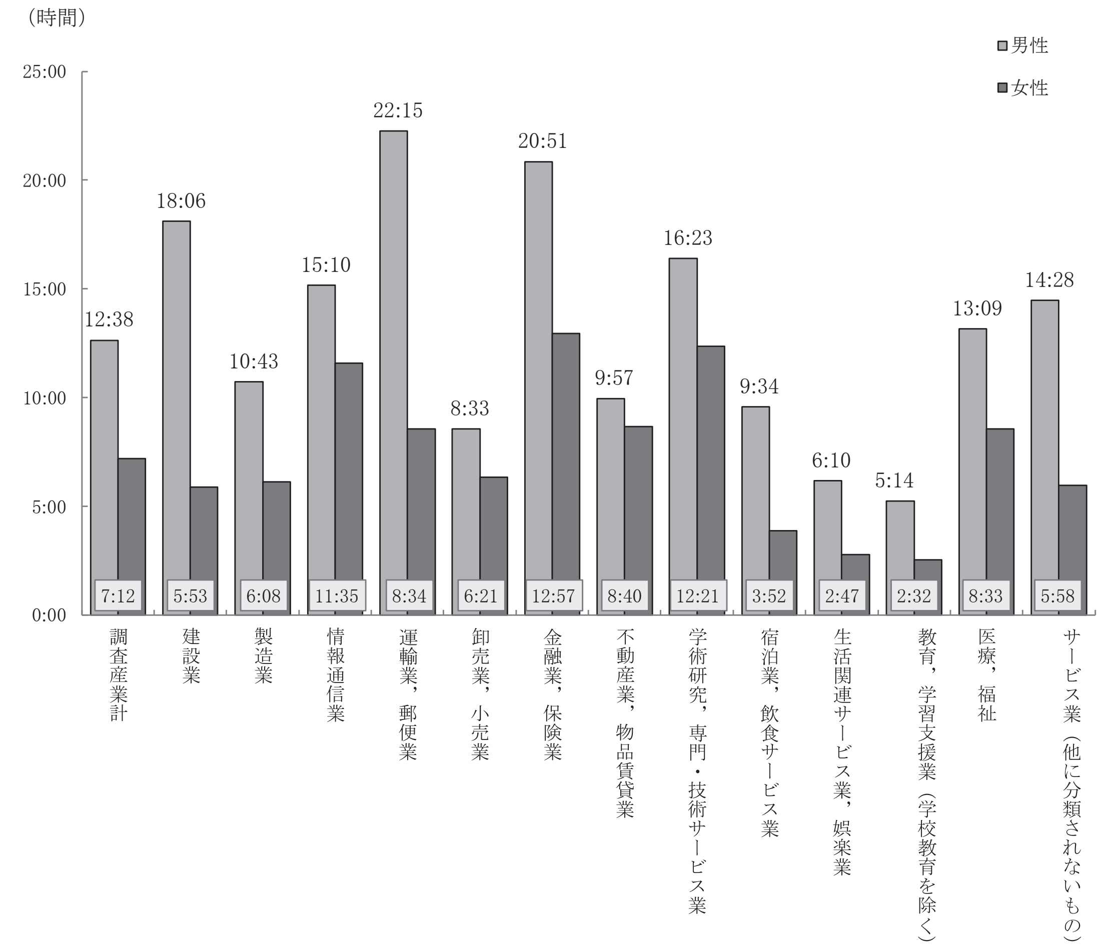

＜図表6－9＞7月の所定外実労働時間（男性）

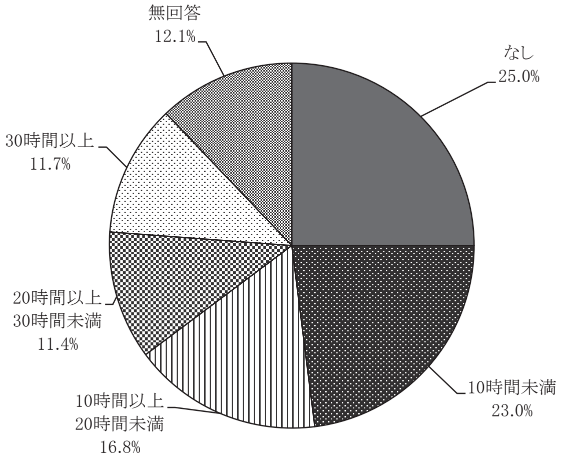

＜図表6－10＞7月の所定外実労働時間（女性）

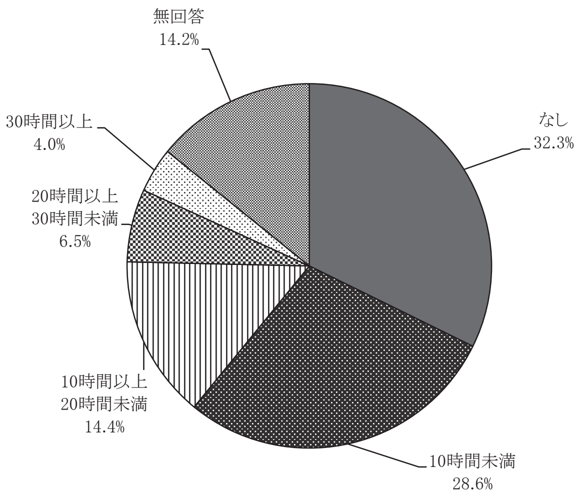

（3）柔軟な働き方

ア　勤務間インターバル制度（集計表　第6表−⑩）

勤務間インターバル制度の導入状況についてみると、「制度あり」が 3.4%、「制度なし」が 95.7%であった。導入した制度の内容については、「翌日の所定労働時間を短縮する」が 51.7%と最も多く、次いで「翌日の所定労働時間全体を後倒しにする」が 24.1%となっている。

＜図表6−11＞ 勤務間インターバル制度の整備状況

（単位：社、%）

	集計企業数	制度あり	規定の整備状況						制度の内容					制度なし	無回答
			就業規則に記載済み		就業規則に記載していない			無回答							
			令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定		翌日の所定労働時間全体を後倒しにする	翌日の所定労働時間を短縮する	時間外労働を規制する	その他	無回答		
調査産業計	**852 (100.0)**	**29 (3.4) <100.0>**	**5 < 17.2>**	**10 < 34.5>**	**6 < 20.7>**	**1 < 3.4>**	**6 < 20.7>**	**1 < 3.4>**	**7 < 24.1>**	**15 < 51.7>**	**3 < 10.3>**	**3 < 10.3>**	**1 < 3.4>**	**815 (95.7)**	**8 (0.9)**
労組有	78 (9.2)	3 (3.8) <100.0>	1 < 33.3>	− −	1 < 33.3>	− −	1 < 33.3>	− −	1 < 33.3>	2 < 66.7>	− −	− −	− −	74 (94.9)	1 (1.3)
労組無	774 (90.8)	26 (3.4) <100.0>	4 < 15.4>	10 < 38.5>	5 < 19.2>	1 < 3.8>	5 < 19.2>	1 < 3.8>	6 < 23.1>	13 < 50.0>	3 < 11.5>	3 < 11.5>	1 < 3.8>	741 (95.7)	7 (0.9)

( )< >内は構成比(%)

イ　週休3日制（集計表　第6表−⑪）

週休3日制の導入状況についてみると、「制度あり」が 2.0%、「制度なし」が 97.1%であった。導入した制度の内容については、「所定労働時間を短縮する」が 58.8%と最も多く、次いで「所定労働時間を変更しない」が 35.3%となっている。

＜図表6−12＞ 週休3日制の整備状況

（単位：社、%）

	集計企業数	制度あり	規定の整備状況						制度の内容				制度なし	無回答
			就業規則に記載済み		就業規則に記載していない			無回答						
			令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定		所定労働時間を短縮する	所定労働時間を変更しない	その他	無回答		
調査産業計	**852 (100.0)**	**17 (2.0) <100.0>**	**2 < 11.8>**	**3 < 17.6>**	**2 < 11.8>**	**2 < 11.8>**	**8 < 47.1>**	**− −**	**10 < 58.8>**	**6 < 35.3>**	**1 < 5.9>**	**− −**	**827 (97.1)**	**8 (0.9)**
労組有	78 (9.2)	− − −	− −	− −	− −	− −	− −	− −	− −	− −	− −	− −	77 (98.7)	1 (1.3)
労組無	774 (90.8)	17 (2.2) <100.0>	2 < 11.8>	3 < 17.6>	2 < 11.8>	2 < 11.8>	8 < 47.1>	− −	10 < 58.8>	6 < 35.3>	1 < 5.9>	− −	750 (96.9)	7 (0.9)

( )< >内は構成比(%)

ウ　短時間勤務制度（集計表　第6表−⑫）

短時間勤務制度の導入状況についてみると、「制度あり」が 24.2%、「制度なし」が 74.9%であった。導入した制度の内容については、「従来の雇用形態で所定労働時間のみ短縮」が 85.9%と最も多く、次いで「他の雇用形態を新設」が 6.8%となっている。

＜図表６－13＞ 短時間勤務制度の整備状況

（単位：社、%）

	集計企業数	制度あり	規定の整備状況						制度の内容				制度なし	無回答
			就業規則に記載済み		就業規則に記載していない			無回答	他の雇用形態を新設	従来の雇用形態で所定労働時間のみ短縮	その他	無回答		
			令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定							
調査産業計	852	206	12	110	31	9	43	1	14	177	13	2	638	8
	(100.0)	(24.2)											(74.9)	(0.9)
		〈100.0〉	〈 5.8〉	〈 53.4〉	〈 15.0〉	〈 4.4〉	〈 20.9〉	〈 0.5〉	〈 6.8〉	〈 85.9〉	〈 6.3〉	〈 1.0〉		
労組有	78	10	－	6	1	－	3	－	－	9	1	－	67	1
	(9.2)	(12.8)											(85.9)	(1.3)
		〈100.0〉	－	〈 60.0〉	〈 10.0〉	－	〈 30.0〉	－	－	〈 90.0〉	〈 10.0〉	－		
労組無	774	196	12	104	30	9	40	1	14	168	12	2	571	7
	(90.8)	(25.3)											(73.8)	(0.9)
		〈100.0〉	〈 6.1〉	〈 53.1〉	〈 15.3〉	〈 4.6〉	〈 20.4〉	〈 0.5〉	〈 7.1〉	〈 85.7〉	〈 6.1〉	〈 1.0〉		

( )〈 〉内は構成比(%)

エ　時差出勤制度（集計表　第６表－⑬）

時差出勤制度の導入状況についてみると、「制度あり」が 33.6%、「制度なし」が 65.6%であった。導入した制度の内容については、「勤務パターンが３つ以上」が 57.3%と最も多く、次いで「勤務パターンが２つ以下」が 31.8%となっている。

＜図表６－14＞ 時差出勤制度の整備状況

（単位：社、%）

	集計企業数	制度あり	規定の整備状況						制度の内容				制度なし	無回答
			就業規則に記載済み		就業規則に記載していない			無回答	勤務パターンが2つ以下	勤務パターンが3つ以上	その他	無回答		
			令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定							
調査産業計	852	286	44	71	25	29	114	3	91	164	29	2	559	7
	(100.0)	(33.6)											(65.6)	(0.8)
		〈100.0〉	〈 15.4〉	〈 24.8〉	〈 8.7〉	〈 10.1〉	〈 39.9〉	〈 1.0〉	〈 31.8〉	〈 57.3〉	〈 10.1〉	〈 0.7〉		
労組有	78	35	4	15	3	1	12	－	7	26	2	－	42	1
	(9.2)	(44.9)											(53.8)	(1.3)
		〈100.0〉	〈 11.4〉	〈 42.9〉	〈 8.6〉	〈 2.9〉	〈 34.3〉	－	〈 20.0〉	〈 74.3〉	〈 5.7〉	－		
労組無	774	251	40	56	22	28	102	3	84	138	27	2	517	6
	(90.8)	(32.4)											(66.8)	(0.8)
		〈100.0〉	〈 15.9〉	〈 22.3〉	〈 8.8〉	〈 11.2〉	〈 40.6〉	〈 1.2〉	〈 33.5〉	〈 55.0〉	〈 10.8〉	〈 0.8〉		

( )〈 〉内は構成比(%)

オ　テレワーク制度（集計表　第６表－⑭）

テレワーク制度の導入状況についてみると、「制度あり」が 44.2%、「制度なし」が 54.8%であった。導入した制度の内容については、「労働時間制度は変更しない」が 74.0%と最も多く、次いで「みなし労働時間制（事業場外）の導入」が 16.7%となっている。

＜図表６－15＞ テレワーク制度の整備状況

（単位：社、%）

	集計企業数	制度あり	規定の整備状況						制度の内容					制度なし	無回答
			就業規則に記載済み		就業規則に記載していない			無回答	みなし労働時間制（事業場外）の導入	みなし労働時間制（裁量労働制）の導入	労働時間制度は変更しない	その他	無回答		
			令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定								
調査産業計	852	377	151	37	36	34	117	2	63	18	279	11	6	467	8
	(100.0)	(44.2)												(54.8)	(0.9)
		〈100.0〉	〈 40.1〉	〈 9.8〉	〈 9.5〉	〈 9.0〉	〈 31.0〉	〈 0.5〉	〈 16.7〉	〈 4.8〉	〈 74.0〉	〈 2.9〉	〈 1.6〉		
労組有	78	38	17	3	6	1	11	－	8	－	29	1	－	39	1
	(9.2)	(48.7)												(50.0)	(1.3)
		〈100.0〉	〈 44.7〉	〈 7.9〉	〈 15.8〉	〈 2.6〉	〈 28.9〉	－	〈 21.1〉	－	〈 76.3〉	〈 2.6〉	－		
労組無	774	339	134	34	30	33	106	2	55	18	250	10	6	428	7
	(90.8)	(43.8)												(55.3)	(0.9)
		〈100.0〉	〈 39.5〉	〈 10.0〉	〈 8.8〉	〈 9.7〉	〈 31.3〉	〈 0.6〉	〈 16.2〉	〈 5.3〉	〈 73.7〉	〈 2.9〉	〈 1.8〉		

( )〈 〉内は構成比(%)

カ　フレックスタイム制度（集計表　第６表－⑮）

フレックスタイム制度の導入状況についてみると、「制度あり」が15.3%、「制度なし」が83.8%であった。導入した制度の内容については、「コアタイムあり」が 61.5%と最も多く、次いで「コアタイムなし（スーパーフレックス)」が32.3%となっている。

＜図表６－16＞ フレックスタイム制度の整備状況

（単位：社、%）

	集計企業数	制度あり	規定の整備状況						制度の内容				制度なし	無回答
			就業規則に記載済み		就業規則に記載していない			無回答	コアタイムあり	コアタイムなし（スーパーフレックス）	その他	無回答		
			令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定							
調査産業計	**852 (100.0)**	**130 (15.3) <100.0>**	**15 < 11.5>**	**80 < 61.5>**	**9 < 6.9>**	**8 < 6.2>**	**16 < 12.3>**	**2 < 1.5>**	**80 < 61.5>**	**42 < 32.3>**	**6 < 4.6>**	**2 < 1.5>**	**714 (83.8)**	**8 (0.9)**
労組有	78 (9.2)	10 (12.8) <100.0>	－ －	7 < 70.0>	2 < 20.0>	－ －	1 < 10.0>	－ －	6 < 60.0>	4 < 40.0>	－ －	－ －	67 (85.9)	1 (1.3)
労組無	774 (90.8)	120 (15.5) <100.0>	15 < 12.5>	73 < 60.8>	7 < 5.8>	8 < 6.7>	15 < 12.5>	2 < 1.7>	74 < 61.7>	38 < 31.7>	6 < 5.0>	2 < 1.7>	647 (83.6)	7 (0.9)

（ ）< >内は構成比(%)

キ　柔軟な働き方を実現するための制度（集計表　第６表－⑯）

柔軟な働き方を実現するための制度の導入状況についてみると、「制度あり」が60.4%、「制度なし」が39.0%となっている。導入している企業の中で導入制度数は「１つ」と「２つ」がそれぞれ35.3%であった。

＜図表６－17＞ 柔軟な働き方を実現するための制度の導入状況

（単位：社、%）

	集計企業数	制度あり	柔軟な働き方を実現するための制度の導入数						制度なし	無回答
			1つ	2つ	3つ	4つ	5つ	6つ		
調査産業計	**852 (100.0)**	**515 (60.4) <100.0>**	**182 < 35.3>**	**182 < 35.3>**	**116 < 22.5>**	**27 < 5.2>**	**5 < 1.0>**	**3 < 0.6>**	**332 (39.0)**	**5 (0.6)**
労組有	78 (9.2)	52 (66.7) <100.0>	17 < 32.7>	28 < 53.8>	5 < 9.6>	2 < 3.8>	－ －	－ －	25 (32.1)	1 (1.3)
労組無	774 (90.8)	463 (59.8) <100.0>	165 < 35.6>	154 < 33.3>	111 < 24.0>	25 < 5.4>	5 < 1.1>	3 < 0.6>	307 (39.7)	4 (0.5)

（ ）< >内は構成比(%)